

## 滋賀県災害対策本部要綱 抜粋

## 第9条第2項

部に別表3中欄に掲げる班を置き、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

別表3 (第9条第2項関係)

部 (部長・副部長充当職)	班 (班長充当職)	任 務 分 担
知 事 公 室 部 部 長 (知事公室長) 副部長 (防災危機管理監) (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長の秘書および特命に関する事 2. 罹災地の各種陳情および慰問・見舞に関する事 3. 主要来県者の接遇に関する事
	広報班 (広報課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡に関する事
	防災危機管理班 (防災危機管理局副局長)	1. 危険物施設の災害対策に関する事 2. 電気、ガス施設等の災害対策に関する事 3. 災害時における火薬等の事故防止に関する事 4. 気象予警報の受信および伝達に関する事 5. 被災者生活再建支援金に関する事
総 合 企 画 部 部 長 (総合企画部長) 副部長 (理事) (総合企画部次長) (管理監)	企画調整班 (企画調整課長)	1. 部関係被害のとりまとめに関する事 2. その他部局内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整
	国際班 (国際課長)	1. 被災在住外国人および被災在住外国人世帯の援護に関する事 2. 災害対策活動に協力する在住外国人の受入等調整に関する事
	県民活動生活班 (県民活動生活課長)	1. 災害時における生活関連物資の受給の円滑化および価格の安定に関する事 2. ボランティア等の支援に関する事 3. 安全なまちづくりに関する事 4. 部内関係被害のとりまとめに関する事 5. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整

	C02ネットゼロ推進班 (C02ネットゼロ推進課長)	1. 他班実施事項の応援
	人権施策推進班 (人権施策推進課長)	1. 人権尊重の視点の確保に関する事。こと。
	DX推進班 (DX推進課長)	1. 庁内情報通信基盤の災害対策に関する事。こと。 2. びわ湖情報ハイウェイに関する事。こと。
	統計班 (統計課長)	1. 他班実施事項の応援
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長) (管理監)	総務班 (総務課長)	1. 県本庁舎および大津合同庁舎の災害対策に関する事。こと。 2. 県有車輛の災害対策のための配車に関する事。こと。 3. 庁内施設(電話・電気等)の使用管理に関する事。こと。 4. 災害関係文書物品の受付配布および発送に関する事。こと。
	私学・県立大学振興班 (私学・県立大学振興課長)	1. 私立学校の災害対策に関する事。こと。 2. 県立大学の災害対策に関する事。こと。
	人事班 (人事課長)	1. 災害関係職員の動員派遣に関する事。こと。 2. 災害派遣職員の身分取扱いに関する事。こと。 3. 公務災害補償に関する事。こと。 4. 部内関係被害のとりまとめに関する事。こと。 5. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事。ことおよび部内の連絡調整
	行政経営推進班 (行政経営推進課長)	1. 他班実施事項の応援
	総務事務・厚生班 (総務事務・厚生課長)	1. 災害派遣職員等の応急宿舎に関する事。こと。
	財政班 (財政課長)	1. 災害関係の予算に関する事。こと。 2. 県有財産の応急対策および被害調査に関する事。こと。 3. 他班実施事項の応援

	税政班 (税政課長)	1. 災害に伴う県税の減免等の調査に関するこ と。 2. 他班実施事項の応援
	市町振興班 (市町振興課長)	1. 災害に伴う罹災市町の行政指導に関するこ と。 2. 他班実施事項の応援
	ボートレース班 (ボートレース局長)	1. 競艇場施設の災害対策に関すること。 2. 他班実施事項の応援
文化スポーツ部 部長 (文化スポーツ部長) 副部長 (文化スポーツ部次長) (国スポ・障スポ大会 局長)	文化芸術振興班 (文化芸術振興課 長)	1. 文化施設等の災害対策に関すること。
	文化財保護班 (文化財保護課長)	1. 文化財の災害対策に関すること。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	1. 県立スポーツ施設の被害調査に関すること。
	国スポ・障スポ大会 班(国スポ・障スポ 大会局副局長)	1. 他班実施事項の応援
琵琶湖環境部 部長 (琵琶湖環境部長) 副部長 (理事) (琵琶湖環境部次長) (管理監) (技監)	環境政策班 (環境政策課長)	1. 部内関係被害のとりまとめに関すること。 2. その他部内の業務であって他の班に属さない 事項に関することおよび部内の連絡調整
	琵琶湖保全再生班 (琵琶湖保全再生課長)	1. 他班実施事項の応援
	循環社会推進班 (循環社会推進課 長)	1. 廃棄物の処理等に関すること。 2. 他班実施事項の応援
	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設等の災害対策に関すること。
	森林政策班 (森林政策課長)	1. 林業施設(びわ湖材流通推進課所管の施設を 除く。)の災害対策に関すること。 2. 薪炭等林産物の需給調整および救援資材(竹 材等)の受入保管ならびに配分に関すること。

	びわ湖材流通推進班 (びわ湖材流通推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 林業施設（林業普及センター）の災害対策に関すること。</li> <li>2. 災害応急用木材の需給調整および救援資材（木材）の受入保管ならびに配分に関すること。</li> <li>3. 災害復旧用木材に関すること。</li> <li>4. 被災者に対する林業、金融の調査に関すること。</li> </ol>
	森林保全班 (森林保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 治山林道施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 災害復旧用種苗の需給調整に関すること。</li> </ol>
	自然環境保全班 (自然環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然公園の災害対策に関すること。</li> <li>2. 他班実施事項の応援。</li> </ol>
健康医療福祉部 部長 (健康医療福祉部長) 副部長 (理事) (健康医療福祉部次長) (技監) (子ども・青少年局長)	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助の全般的な企画および救助事務を所掌する各班調整に関すること。</li> <li>2. 部関係の被害のとりまとめに関すること。</li> <li>3. 被災者に対する生活保護に関すること。</li> <li>4. 救援施設の災害対策に関すること。</li> <li>5. 被災者に対する生活福祉資金に関すること。</li> <li>6. 義援金品（医療器材・医薬品・木材・竹材・その他の建設資材を除く）見舞金の受付配布計画に関すること。</li> <li>7. 被災者に対する備蓄物資の払出し等に関すること。</li> <li>8. 県社会福祉協議会等の各種ボランティア関係団体と共同して行う県災害ボランティアセンターの運営に関すること。</li> <li>9. 福祉施設および要援護者の被害状況の情報収集ならびにその対策に関すること。</li> <li>10. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整</li> </ol>
	医療政策班 (医療政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療施設の災害対策に関すること。</li> </ol>
	健康危機管理班 (健康危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策の全般的な実施計画に関すること。</li> <li>2. 災害時における医療に関すること。</li> </ol>

	健康寿命推進班 (健康寿命推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における保健活動に関すること。</li> <li>2. 災害時における医療助産（災害救助法に基づく医療および助産を含む。）に関すること。</li> </ol>
	医療福祉推進班 (医療福祉推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者福祉施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 被災高齢者および被災高齢者世帯の援護に関すること。</li> <li>3. 他班実施事項の応援。</li> </ol>
	障害福祉班 (障害福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童福祉施設（子ども・青少年局所管の施設を除く。）、障害者支援施設および障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護および行動介護を除く。）等の災害対策に関すること。</li> <li>2. 被災障害者および被災障害者世帯の援護に関すること。</li> <li>3. 災害時における精神保健医療（災害救助法に基づく医療を含む。）に関すること。</li> <li>4. 他班実施事項の応援</li> </ol>
健康医療福祉部 部長 (健康医療福祉部長) 副部長 (理事) (健康医療福祉部次長) (技監) (子ども・青少年局長)	薬務班 (薬務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策医療器材、医療薬品等（災害救助法に基づく医療助産のため必要な医療品等を含む）の需給調整および救援医療品の受領、保管、配分に関すること。</li> </ol>
	生活衛生班 (生活衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 災害時における食品衛生及び環境衛生に関すること。</li> <li>3. 災害時における墓地・埋葬（災害救助法に基づく埋葬を含む）に関すること。</li> <li>4. 災害時における水道水に関すること。</li> <li>5. 飲料水、生活用水の供給に関すること。</li> <li>6. 被災者のペットに関すること。</li> </ol>
	医療保険班 (医療保険課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他班実施事項の応援</li> </ol>

	子ども・青少年班 (子ども青少年局副局長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センター)および婦人保護施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 被災児童および被災母子世帯の援護に関すること。</li> <li>3. 青年団体・青少年育成団体の連絡調整に関すること。</li> <li>4. 他班実施事項の応援</li> </ol>
商工観光労働部 部長 (商工観光労働部長) 副部長 (商工観光労働部次長) (管理監) (観光振興局長)	商工政策班 (商工政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部関係の被害のとりまとめに関すること。</li> <li>2. 災害時における生活関連物資の確保に関する関係団体との連絡調整</li> <li>3. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整。</li> </ol>
	中小企業支援班 (中小企業支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業関係施設等の災害対策に関すること。</li> <li>2. 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。</li> </ol>
	モノづくり振興班 (モノづくり振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他班実施事項の応援</li> </ol>
	労働雇用政策班 (労働雇用政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働関係団体への連絡調整に関すること。</li> <li>2. 他班実施事項の応援</li> </ol>
	女性活躍推進班 (女性活躍推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女共同参画の視点に関すること。</li> </ol>
	観光振興班 (観光振興局副局長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観光資源、観光施設等の災害対策に関すること。</li> <li>2. 被災外国人観光客等の援護に関すること。</li> </ol>
農政水産部 部長 (農政水産部長) 副部長 (理事) (農政水産部次長) (技監)	農政班 (農政課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林関係諸計画と地域防災計画等との調整に関すること。</li> <li>2. 部内関係の被害のとりまとめに関すること。</li> <li>3. 農業協同組合施設の災害対策および連絡調整に関すること。</li> <li>4. 被災農家に対する融資の調査に関すること。</li> <li>5. 災害に伴う農業共済の調整に関すること。</li> <li>6. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整</li> </ol>

	미래의農業振興班 (미래의農業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害における肥料、農薬等農業資材および応急資材等の受給調整に関すること。</li> <li>2. 災害時における農産物の病虫害防除に関すること。</li> <li>3. 農作物、農業施設等の災害対策に関すること。</li> <li>4. 災害時における特産関係応急資材の需給調整に関すること。</li> <li>5. 災害救助用米穀の引渡しに関すること。</li> </ol>
	畜産班 (畜産課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における家畜飼料および動物用医薬品ならびに用具の需給調整に関すること。</li> <li>2. 災害時における家畜の防疫と診療および家畜伝染病の予防に関すること。</li> <li>3. 畜産物、畜産施設等の災害対策に関すること。</li> </ol>
	水産班 (水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 養殖魚介類、水産業施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 災害時における応急用水産関係資材の需給調整に関すること。</li> <li>3. 災害対策用舟艇の確保に関すること。</li> <li>4. 被災漁業者に対する水産金融の調査に関すること。</li> </ol>
	耕地班 (耕地課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他班実施事項の応援</li> </ol>
	農村振興班 (農村振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耕地の災害対策に関すること。</li> <li>2. 農業用施設の災害対策に関すること。</li> <li>3. 水防に関すること。</li> </ol>
土 木 交 通 部 部 長 (土木交通部長) 副部長 (理事) (土木交通部次長) (技監) (流域政策局長)	監理班 (監理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策用建設機械の活用に関すること。</li> <li>2. 災害対策のための工事事用資材の調達に関すること。</li> <li>3. 建設業者の災害対策のための連絡調整に関すること。</li> <li>4. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整</li> <li>5. 水防に関すること。</li> </ol>

	技術管理班 (技術管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策用建設機械の活用に関すること。</li> <li>2. 災害対策のための工事用資材の調達に関すること。</li> <li>3. 建設業者の災害対策のための連絡調整に関すること。</li> <li>4. 部内関係被害のとりまとめに関すること。</li> </ol>
	交通戦略班 (交通戦略課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通災害防止に関する関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	道路班 (道路保全課長) (道路整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路橋梁の災害対策に関すること。</li> <li>2. 道路の除雪対策に関すること。</li> <li>3. 交通不能箇所の調査およびその対策に関すること。</li> <li>4. 水防に関すること。</li> </ol>
	砂防班 (砂防課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 砂防施設等の災害対策に関すること。</li> <li>2. 水防に関すること。</li> </ol>
	都市計画班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 風致地区、屋外広告物等の災害対策に関すること。</li> <li>3. 水防に関すること。</li> </ol>
	住宅班 (住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公営住宅の災害対策に関すること。</li> <li>2. 災害救助法に基づく仮設住宅の建設および住宅の応急修理（資材調達を含む）に関すること。</li> <li>3. 被災宅地危険度判定士の支援要請に関すること。</li> <li>4. 被災者に対する住宅相談体制の整備に関すること。</li> <li>5. 水防に関すること。</li> </ol>
	建築班 (建築課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県有建築現場の災害対策に関すること。</li> <li>2. 被災建築物応急危険度判定士の支援要請に関すること。</li> <li>3. 水防に関すること。</li> </ol>



<p>土木交通部 部長 (土木交通部長) 副部長 (理事) (土木交通部次長) (技監) (流域政策局長)</p>	<p>流域政策班 (流域政策局副局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防の全般的な企画実施に関する事。</li> <li>2. 河川、港および漁港の災害対策に関する事。</li> <li>3. 災害時における水防無線の活用に関する事。</li> <li>4. 救助用物資の陸揚げに適する湖(河)岸の調査決定に関する事。</li> <li>5. 土木関係被害状況等の収集に関する事。</li> <li>6. 治水関連ダムの災害対策に関する事。</li> </ol>
<p>会計管理部 部長 (会計管理者(兼)会計管理局長) 副部長 (会計管理局次長)</p>	<p>管理班 (管理課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時に必要な物品の出納に関する事。</li> <li>2. 義援金品(医療器材、医薬品、木材、竹材、その他の建設資材を除く)の保管に関する事。</li> <li>3. 被災者に対する食料品、被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事(備蓄物資を除く)。</li> <li>4. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整</li> </ol>
	<p>会計班 (会計課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係経費の支出に関する事。</li> <li>2. 他班実施事項の応援</li> </ol>
	<p>工事検査班 (工事検査課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他班実施事項の応援</li> </ol>
<p>教育部 部長 (教育長) 副部長 (教育次長)</p>	<p>教育総務班 (教育総務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育財産の災害対策に関する事。</li> <li>2. 公立学校の被害調査に関する事。</li> <li>3. 教育部内職員の動員、派遣に関する事。</li> <li>4. 学校教育財産を避難所に開放することについての協力に関する事。</li> <li>5. 教育関係義援金品の受領、保管、配分に関する事。</li> <li>6. 教育部関係被害のとりまとめに関する事。</li> <li>7. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整</li> </ol>
	<p>教職員班 (教職員課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教職員の災害対策のための動員、派遣に関する事。</li> <li>2. 被災職員の状況調査等に関する事。</li> <li>3. 他班実施事項の応援</li> </ol>

<p>教 育 部</p> <p>部 長</p> <p>(教育長)</p> <p>副部長</p> <p>(教育次長)</p>	<p>高校教育班</p> <p>(高校教育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災生徒に対する教育に関すること。</li> <li>2. 被災生徒の学用品（災害救助法に基づく学用品の給与を含む）に関すること。</li> <li>3. 災害活動に協力する生徒の連絡調整に関すること。</li> <li>4. 災害時における高校教育行政の総合調整に関すること。</li> </ol>
	<p>幼小中教育班</p> <p>(幼小中教育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災生徒、児童に対する教育に関すること。</li> <li>2. 被災生徒、児童の学用品（災害救助法に基づく学用品の給与を含む）に関すること。</li> <li>3. 災害活動に協力する生徒、児童の連絡調整に関すること。</li> <li>4. 災害時における幼小中教育行政の総合調整に関すること。</li> </ol>
	<p>特別支援教育班</p> <p>(特別支援教育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災生徒、児童に対する教育に関すること。</li> <li>2. 被災生徒、児童の学用品（災害救助法に基づく学用品の給与を含む）に関すること。</li> <li>3. 災害活動に協力する生徒、児童の連絡調整に関すること。</li> <li>4. 災害時における特別支援教育行政の総合調整に関すること。</li> </ol>
	<p>人権教育班</p> <p>(人権教育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他班実施事項の応援</li> </ol>
	<p>生涯学習班</p> <p>(生涯学習課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害活動に協力する女性団体・PTAその他社会教育団体の連絡調整に関すること。</li> <li>2. 社会教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>3. 公民館等に避難所を開設することについての協力に関すること。</li> </ol>
	<p>保健体育班</p> <p>(保健体育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災児童生徒の応急救護および健康に関すること。</li> <li>2. 災害時における学校その他教育機関の環境衛生に関すること。</li> <li>3. 災害時における学校給食施設の対策に関すること。</li> </ol>

<p>警察部 部長 (警察本部長) 副部長 (警備部長)</p>	<p>警察本部長の定めるところによる</p>	<p>1. 災害警備に関すること。 2. 公安の維持に関すること。 3. 人命救助および避難に関すること。 4. 交通応急対策に関すること。 (詳細は県警災害警備編成表による。)</p>
<p>企業部 部長 (企業庁長) 副部長 (企業庁次長)</p>	<p>企業庁長の定めるところによる</p>	<p>1. 水道用水供給施設および工業用水道施設の災害対策に関すること。 (詳細は県企業庁災害対策要綱による。)</p>
<p>病院事業部 部長 (病院事業庁長) 副部長 (理事) (病院事業庁次長)</p>	<p>病院事業庁長の定めるところによる</p>	<p>1. 病院事業施設の災害対策に関すること。</p>